第一種大麻草採取栽培者死亡届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許証の番号 | | 第　　　　　　　号 | 免許年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 免許証の種類 | |  | 氏　　名 |  |
| 届出の理由 | |  | | |
| 栽培地 | 所在地 |  | | |
| 名称 |  | | |
| 現在の大麻草の  作付面積 | |  | | |
| 現に管理する  大麻の品名及び数量 | | 品名 | | 数量 |
|  | |  |
| 現に管理する発芽  不能未処理種子の  品名及び数量 | | 品名 | | 数量 |
|  | |  |
| 現に管理する麻薬の  品名及び数量  （大麻草研究  栽培者は除く。） | | 品名 | | 数量 |
|  | |  |
| 現に管理する大麻草の  繊維の数量  （第一種大麻草採取  栽培者に限る。） | |  | | |
| 備考 | |  | | |
| 上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。  　　　　　　年　　　月　　　日    法人又は団体にあっ  ては、主たる事務所  の所在地を含む  　住　所  　　　　　　　　　　届出義務者続柄  法人又は団体にあっ  ては、その名称及び  役員の氏名を含む  氏　名    　長野県知事　　殿 | | | | |

（注意）

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

第一種大麻草採取栽培者死亡届

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　項 | １　免許の取消しを受けようとするとき | |
| 根拠法令 | 法第12条の７第３項  省令第８条第３項 | |
| 提出部数 | | ２部（薬事管理課　１部、保健所　１部） |
| 添付書類 | | 免許証（紛失した場合は、紛失理由書） |
| そ の 他 | | １　届出の理由を具体的に記載させること  ２　現在の大麻草の作付面積は、アール換算で算出させること  ３　大麻及び発芽不能未処理種子は、品種ごとに品名を記載させ、数量は品種ごとにその重量を記載させること  　（数量の考え方）  　　　栽培中の大麻草の本数は、概ね100本を超えるような場合は、１メートル四方における本数×作付面積として計算させること、また、収穫したものは、重量で計上して記載させること（複数品種を栽培している場合は品種ごとの重量）  なお、重量で記載させる場合はキログラム単位又はグラム単位で表し、キログラム単位で記載する場合で小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入させること  　　　重量が数十キログラムを超えるようなものは、大麻草１本当たりの重量×推定本数で計算させるなどして重量を推定し、この場合、少数点以下の端数は省略させて差し支えないこと  　　　大麻草に品名がない場合は、栽培年（西暦）－特定の番号で分類して記載させること（例 「２０２５－１」）  ４　繊維の数量は、重量で記載させること  　５　この届について、保健所は、現地確認を行うこと。  ６　免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者（第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者）に譲り渡す場合は、事由の生じた日から50日以内に譲り渡させるとともに、譲り渡した日から15日以内に大麻等譲渡届を提出させること  　７　免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する大麻及び麻薬を廃棄する場合は、あらかじめ麻薬廃棄届の手続きをとらせたうえで、事由の生じた日から50日以内に廃棄させること  　（関連手続き）   * 大麻等譲渡届 * 麻薬廃棄届   ※免許期間満了者等・・・法第12条の８第１項に規定する免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者 |